

令和6年 3月 27日

社会福祉法人 曙福社会 行動計画(第4回)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1

育児・介護休業法を上回る、子が3歳に達するまでを限度とする育児休業制度の利用の促進強化(継続)

【対策】

令和6年4月～ 対象職員の現状把握に努め、社内掲示などによる職員への周知により育児休業利用をさらに推し進める

目標2

育児・介護休業法を上回る、小学生の子を養育する職員に対する育児短時間勤務制度の導入。(継続、対象年齢の引き上げ)

【対策】

令和6年4月～ 対象職員の現状把握に努め、社内掲示などによる職員への周知により育児短時間勤務制度利用をさらに推し進める

目標3

出産理由により退職した職員について、再雇用の促進強化。(継続)

【対策】

令和6年4月～ 退職職員の現状把握に努め、社内掲示などによる職員への周知により、再雇用にさらに推し進める

目標4

町内小学校の学習カリキュラムの一環として年間計画に位置付けの上、当法人内の各施設事業所にて各クラス毎に生徒を受け入れ、福祉学習の実践の場とする。

【対策】

令和6年4月～ 学校との対象学年、学習内容、日程等の調整

令和6年9月～ 各施設、事業所での受け入れ開始

目標5

育児・介護休業法を上回る、小学生の子を養育する職員に対する所定外労働および時間外労働の免除、削減の為の制度導入。

【対策】

令和6年4月～ 対象職員の現状把握、検討開始

令和6年度～ 制度の導入、管理職研修および社内掲示などによる職員への周知

目標6

不妊治療のために利用することができる「所定外労働の制限」制度を導入する。

【対策】

令和6年4月～ 対象職員の現状把握、検討開始

令和6年度～ 不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針を示し、制度の導入、管理職研修および社内掲示などによる職員への周知